

IV. ロシア連邦国家統計委員会に関する法令

1994年 7月 9日

ロシア連邦政府決定 834により承認

[山口秋義訳]

1. 総則

1. ロシア連邦国家統計委員会（ロシアゴスコムスタート）は、ロシア連邦憲法第71条に基づき、ロシア連邦において公的統計計算を行うための連邦執行権力機関である。
2. ロシア連邦国家統計委員会は自らの活動において、ロシア連邦憲法、ロシア連邦諸法令、ロシア連邦大統領令、ロシア連邦政府決定、及び本法令とに従う。
3. ロシア連邦国家統計委員会、諸共和国、地方、州、自治州、自治区、モスクワ市とサンクトペテルブルグ市、区と都市、とにおける国家統計委員会の組織、省下の企業と組織、及び、教育機関、とは単一の国家統計制度を形成する。
4. 国家統計制度は、ロシア連邦政府に属し政府に対して報告義務を負う。
5. ロシア連邦国家統計委員会によって決められる、統計指標の方法論、統計資料を蒐集し作成する様式と方法、とはロシア連邦の公的統計標準とされる。
6. ロシア連邦国家統計委員会は、法人であり、銀行に自らの口座を有し、ロシア連邦国章に自らの名称を入れた印刷物を発行し、その他の印刷物と公印、とを有する。
7. ロシア連邦国家統計委員会はその基本的活動において、連邦執行機関と連邦司法機関、ロシア連邦国家機関、研究機関、その他、とによる諸提案に基づいて作成され、ロシア連邦政府の同意の下ロシア連邦国家統計委員会によって承認された、連邦統計計画に従う。
8. ロシア連邦国家統計委員会とその地方組織とが、連邦統計計画を遂行するにあたって、連邦執行機関へ振り向けられる連邦予算のなかから、資金が調達される。
9. 国家統計組織によって行われる、連邦統計計画の範囲外における統計活動は、依頼者の支払いによって資金が調達される。その依頼者の中には、ロシア連邦大統領府、ロシア連邦政府、ロシア連邦議会、とが含まれる。また、ロシア連邦国家組織が依頼する場合は、連邦予算から資金が調達され、その他の関係する予算からも資金が調達される。
10. ロシア連邦国家統計委員会の住所は、モスクワ市に定められる。

2. ロシア連邦国家統計委員会の基本的諸課題

ロシア連邦国家統計委員会の基本的諸課題は次の通りである。

ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、ロシア連邦議会、連邦執行機関、世論、及び国際的諸機関、とに対して公的統計情報を提供すること。

現段階における社会の要請と国際的標準とに合致した、科学的根拠のある統計方法論を作成すること。

連邦執行機関の統計活動を調整し、これらの組織が部門別（省別）の統計調査を行うにあたって公式統計標準を利用するための条件を保障すること。

経済統計情報を作成し、それを分析し、バランス計算に必要な国民経済計算を作成すること。

全ての公式統計情報の完全な科学的根拠付けを保障すること。

ロシア連邦、ロシア連邦の諸組織、経済諸部門と諸セクター、との社会経済状態に関する公式報告書を普及すること、統計集と他の統計資料とを出版すること、とを通じて、公開された統計情報への公平なアクセスを利用者に対して提供すること。

3. ロシア連邦国家統計委員会の基本的機能

ロシア連邦国家統計委員会は与えられた諸課題と関連して次のことを行う。

ロシア連邦国家統計委員会によって作成され承認された、計画、様式、方法論、とに従った国家的統計調査の実施を組織し、部門別（省別）統計調査実施計画を調整すること。ロシア連邦領土内における全ての経済活動の主体に対してアイデンティフィケーション・コードを与え、技術的・経済的・社会的情報の全国的分類等の計算を基礎とした、企業と組織とに関する国家的に統一された目録が機能することを保障すること。

諸省庁が特定の目的をもって目録（記録簿）を作成するにあたって、統一した方針を作成すること。

統計情報の、蒐集、作成、保管、保護、国家機密と営業機密、必要な資料の機密、とを保障すること。

ロシア連邦の基本的な社会経済指標についての国際比較を行うこと。金融・信用組織、対外経済組織、その他とから得られる資料に基づいて、ロシア連邦中央銀行と共同して国際収支バランスを作成すること。

統計情報の、蒐集、作成、伝達、とに関する技術における統一した政策を進め、諸地方と諸部門とにおける情報計算システムと、協同すること。

ロシア連邦国家統計委員会、その地方組織、諸省庁下における企業と組織、教育機関、とにおける法的活動の効率を高める方策を作り出すこと。

計算技術手段と組織技術手段とを効率的に利用し、それらを近代化するための条件を作り出し、最新の情報蒐集技術、最新の特許をもったソフトウェア、データベースの管理システム、分析システムと情報リファレンスシステム、とを定着させること。

ロシア連邦、ロシア連邦の諸組織、経済の諸部門と諸セクター、との社会経済状態、及びロシア連邦国家統計委員会の専門領域において生ずる他の諸問題、とを全面的に解明することを目的として、情報ビュレティン、他の情報分析出版物、とを出版し、マスコミ代表者との恒常的接触を維持し、所定の方法で雑誌とその他の出版物とを創刊し発行すること。

4. ロシア連邦国家統計委員会の基本的諸権利

与えられた課題を実行し、機能を維持するために、ロシア連邦国家統計委員会には次のような権利が与えられる。

国家報告（営業機密を含む）、統計作成のあらゆる段階における全ての統計活動に関する必要な資料、提出された報告に対する説明、とを、連邦執行機関、国家機関、ロシア連邦諸組織、とを含めた全ての法的主体と他の経済主体とから、所定の期間に決められた量を無償で、受け取る。

ロシア連邦領土内に存在する全ての法的主体と他の経済主体とが実施することを義務付けられる、統計問題に関する決定と指令とを、所定の方法で出版すること。

統計問題に関する、ロシア連邦法令、ロシア連邦大統領令、ロシア連邦政府決定、とを、全ての法的主体と経済主体とが実行するうえでの統制を行うこと。

ロシア連邦法令「国家統計報告の提出規則の違反に対する責任について」と、その他の法令と規則、とに従って、国家統計調査に必要な報告と他の資料との不提出、報告資料の歪曲、報告提出期限の遅延、とに関して、あらゆる所有形態の、企業、組織、機関、との指導部または責任者とに対し、行政処分を適用すること。国家統計報告の提出規則は、ロシア連邦国家統計委員会によって決められる。

法に定められた基準と国際法とに則り、他国の統計省庁、国際統計組織、その他の組織、との間で、統計問題に関する協力協定を結ぶこと。

省庁と、共和国、地方、州、自治州、モスクワ市とサンクトペテルブルグ市、との執行機関と、研究機関その他の組織、との参加を得て、ロシア連邦国家統計委員会に課された諸問題に関する、特定の目的をもった連邦計画を作成し、国家発注者として所定の手続きに基づいて発言すること。

自らの活動領域における学問研究に対して分配される予算の限度を決め、最も重要な活動を列挙すること。自らの専門領域において生ずる諸問題を解決するにあたって、ロシア科学アカデミー、学問研究機関、他の組織と機関、及び研究者と他の専門家、とを所定の手続きに基づいて参加させること。

他の、執行機関、企業、組織、機関、との専門家の参加を得て、自らの専門領域において生ずる諸問題に関する会議を、所定の手続きに基づいて召集すること。

統計の領域における法令の改善に関する提案を、所定の手続きに基づいて提出すること。

5. ロシア連邦国家統計委員会の活動組織と、省庁下諸組織に対する指導

1. ロシア連邦国家統計委員会は、複数の副議長をもった、議長によって指導され、議長は副議長を任命、及び解任し、その旨をロシア連邦政府へ報告する。

ロシア連邦国家統計委員会議長は、ロシア連邦国家統計委員会へ課せられた課題を実行

し機能を維持することに対して、個人的責任を負う。

ロシア連邦国家統計委員会議長は次のことを行う。

ロシア連邦国家統計委員会の活動を指導する。

ロシア連邦国家統計委員会の専門領域において生ずる諸問題に関する法案について、ロシア連邦政府が見直すよう、所定の手続きに基づいて求める。

ロシア連邦政府が決定した範囲において、中央組織における職員数、賃金ファンドと労働組織、職務規定、中央組織の構成に関する規則、とを決定し、所定の期間における予算割当ての範囲において、国家統計の中央組織と地方組織とに振り向けられる、予算を決定する。

中央組織における職員を任命、及び解任し、関係する執行機関の同意の下、国家統計の地方組織の指導者を任命、及び解任し、省庁下の連邦企業と連邦組織との指導者を所定の手続きに基づいて、任命、及び解任する。

予算割当てと職員数との範囲内において、国家統計の地方組織、省庁下の企業と機関、とを、所定の手続きに基づいて、設置し、再編成し、廃止する。

ロシア連邦国家統計委員会組織内において、専門学校、単科大学、教育センター、とを創設する。

国家統計の地方組織、省庁下の企業と組織、教育機関、とに関する法令を承認する。

特に殊勲をたてた職員に対して、ロシア連邦国家表彰を贈る。

2.全規範的性格を有する部門間諸問題を検討するための委員会が、ロシア連邦国家統計委員会内に設置される。この委員会の決定は政令と見なされる。

委員会の構成員はロシア連邦政府によって承認される。

3.ロシア連邦国家統計委員会において参与会が設置され、その構成員は、ロシア連邦国家統計委員会議長（参与会議長）、職務に応じて副議長、ロシア連邦国家統計委員会内のその他の指導的職員、とであり、これら構成員はロシア連邦国家統計委員会議長の推薦に基づいてロシア連邦政府によって任命される。

参与会は、ロシア連邦国家統計委員会とその地方組織、省庁下の企業と組織、教育機関、とに課せられた任務の遂行に関わる諸問題を検討する。

参与会の決議は参与会決定と見なされ、ロシア連邦国家統計委員会議長指令によって、政令として施行される。

議長と参与会との見解が相違した場合は、議長決定が優先される。その際、議長は、発生した見解の相違についてロシア連邦政府へ報告する。

4.統計指標体系、調査と計算との計画、方法論、とを改善するために、ロシア連邦国家統計委員会内において科学的方法論会議が設置され、海外を含めての、研究者、高度な専門家、とを一時的に参加させた専門家グループを必要に応じて組織し、コンサルタントの職務を設ける。

5. 必要な機器と統計分野における外国の経験を研究する組織との獲得し、関係する国際的組織と協力するという、ロシア連邦国家統計委員会の生産力発展と社会的発展とのために、連邦予算と関係する外貨割当てとから、国家的に集中された資本投資が行われる。

6. ロシア連邦国家統計委員会の、中央組織と地方組織とに振り向けられる資金は、連邦組織と執行機関とに割当てられた連邦予算のなかから調達される。

7. ロシア連邦国家統計委員会は、国家統計の地方組織、省庁下の企業と組織、教育機関、との活動を指導する。現行法令を基礎として、統計組織、企業、組織、教育機関、とが遂行する義務のある、指令と指示とを、ロシア連邦国家統計委員会は発表する。

8. ロシア連邦国家統計委員会は、国家統計の地方組織、自らの配下にある組織と教育機関、とに対して、その予算、統計情報作成するうえでの経費の限度、関係する経済的ノルマ、とを承認する。

ロシア連邦国家統計委員会は、国家統計の地方組織が社会的及び生産的に発展するための原資を、情報計算サービスを請け負う際の収入によって、賄う。

ロシア連邦国家統計委員会の国家資産は、連邦の所有の属し、私有化の対象にはならない。

配下の教育機関において、経済の様々な部門の統計計算担当職員と、ロシア連邦国家統計委員会組織の職員との、教育を組織する。

9. ロシア連邦における国家統計の地方組織は、それぞれの地方の統計を指導し、地方自治に関する公式統計情報を、ロシア連邦の国家権力機関へ提示することを保障する。その際、活動の具体的諸条件に応じて、本法令によって規定された機能を遂行し、権利を行使する。

ロシア連邦における国家統計の地方組織は、法人であり、ロシア連邦国章に自らの組織名を記入した印刷物を有し、裁判所と調停裁判所とに出廷する。

10. ロシア連邦諸組織における国家統計組織は、必要な追加報告を所定の手続きに基づいて行うことができ、その際、所定の公式統計標準に則り、この報告に作成に関わって生ずる追加手当は、関係する予算から支出される。

11. 国家統計組織によって蒐集され作成された統計情報は、ロシア連邦の連邦所有に属する。

ロシア連邦国家統計委員会とその地方組織とは、この統計情報を出版し普及する権利を与えられる。

12. 国家統計の地方組織、省庁下の企業と組織、とは、経済的契約と合意とに基づいて、情報計算作業を請け負うことができる。

「統計の諸問題」誌 1995年 2号